

富山県多文化共生の地域づくりの推進に関する条例（仮称） 素 案

条 例（素 案）（構 成）

章	条	備 考
前文		
第 1 章 総則	第 1 条 目的	
	第 2 条 定義	
	第 3 条 基本理念	
	第 4 条 県の責務	
	第 5 条 市町村の責務	
	第 6 条 県民の役割	
	第 7 条 事業者及び民間団体の役割	
	第 8 条 連携及び協働	
第 2 章 多文化共生の推進に関する基本計画等	第 9 条 基本計画の策定	条例に基づくプランとして位置づけ
	第10条 推進体制の整備	新プランの第4章「施策の計画的・総合的な推進」に対応
第 3 章 多文化共生の推進に関する基本的施策	第11条 相互理解の促進	新プランの柱1【共有】に対応
	第12条 教育及び生活の環境整備	新プランの柱2【共生】に対応
	第13条 地域及び職場での活躍のための環境整備	新プランの柱3【共創】に対応
第 4 章 財政措置等	第14条 財政上の措置等	
	第15条 細則	2

条 例（素 案）

（前文）

人口減少と少子高齢化が進行する中、人口減少を緩和する取組とともに、将来の人口構造を踏まえた社会づくりが求められています。この人口構造の変化に対応し、地域の活力を維持向上させていくためには、多様な人々がその能力を発揮し、活躍できる環境づくりが必要であり、多様性を尊重し誰もが自分らしく暮らすことのできる社会や、様々な担い手の連携と協働を通じて誰もが活躍でき共に支え合う社会の形成が求められます。

また、国内において労働力不足が深刻化する一方で、国際的には人材の流動性が高まっており、我が国として専門的分野や技術的分野での外国人材の育成や確保が必要になっています。国においては、外国人の受入れが、健全な労働市場の形成、安全で安心な社会の実現に向けた取組などに与える影響を十分に考慮しつつ受入れを行うこととされており、外国人の受入れ環境の整備などが進められています。

このように、社会情勢が変化する中で、本県においても、これまで多様な主体により県内各地で培われてきた教育、地域交流、就労その他の様々な多文化共生の取組の基盤並びに国際交流及び国際協力の土壌を生かして、互いに連携や協働し、日本人住民と外国人住民が県民として、社会規範を尊重しながら共に支え合う地域社会を築くことが一層重要になっています。

ここに私たちは、豊かな自然の下で多様な産業及び文化を有する本県において、県民一人一人が、身体的、精神的及び社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、本県の経済社会の持続的かつ健全な発展に資するよう、国籍や民族等にかかわらず、県民が安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生の推進に関し、基本理念を定め、県及び市町村の責務並びに県民並びに事業者及び民間団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、国籍又は民族等にかかわらず、県民が安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人一人の豊かで幸せな生活と本県の経済社会の持続的かつ健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「多文化共生」とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくとともに、多様性を生かしつつ、活力ある地域社会を形成していくことをいう。

(基本理念)

第3条 多文化共生の推進は、すべての県民が差別されることなく等しくその人権を尊重されることを基本として行われなければならない。

- 2 多文化共生の推進は、国際的な協調の下での人権保障の取組に留意して行われなければならない。
- 3 多文化共生の推進は、持続可能な経済社会の形成を図ることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び民間団体と連携し、協働して、多文化共生の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県、県民、事業者及び民間団体と連携し、協働して、地域の実情に応じた多文化共生の推進に関する施策を講ずるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、互いの文化的なちがいととともに本邦及び地域の社会規範を尊重しながら、多文化共生の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 県民は、多文化共生の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者及び民間団体の役割）

第7条 事業者及び民間団体は、基本理念にのっとり、自らの事業又は活動において多文化共生の推進に関する取組に努めるとともに、多文化共生の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（連携及び協働）

第8条 県は、多文化共生を推進するため、国、市町村、県民、事業者及び民間団体の連携及び協働に関して連絡及び調整を行うよう努めるものとする。

2 県は、多文化共生を推進するため、市町村が行う多文化共生の推進に関する施策並びに県民、事業者及び民間団体が行う地域、文化及び経済等に係る多文化共生の推進に寄与する取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 市町村、県民、事業者及び民間団体は、第1項の連絡及び調整に協力するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

第2章 多文化共生の推進に関する基本計画等

（基本計画の策定）

第9条 知事は、多文化共生の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、多文化共生の推進に関し、基本方針、施策の基本となる事項及び推進体制の整備に関する事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ多文化共生に関し優れた識見を有する者及び県民から意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときには、速やかにこれを公表しなければならない。

（推進体制の整備）

第10条 県は、基本計画に基づく施策を推進するための体制を整備するものとする。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策

（相互理解の促進）

第11条 県は、国籍又は民族等にかかわらず、県民が安心して暮らすことができるよう、地域又は職場における相互理解につながる情報の提供、交流の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育及び生活の環境整備）

第12条 県は、国籍又は民族等にかかわらず、県民が地域社会において円滑に生活することができるよう、日本語教育、社会教育及び学校教育並びに生活に関する環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域及び職場での活躍のための環境整備）

第13条 県は、国籍又は民族等にかかわらず、県民が地域又は職場において自らの能力を発揮し活躍することができるよう、地域での活動及び職場での就労に係る環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 財政措置等

(財政上の措置等)

第14条 県は、多文化共生の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(細則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。